

白石町訓令乙第56号

白石町町民協働推進会議設置要綱

(設置)

第1条 白石町協働による地域づくり検討委員会から町へ提出された「町民協働によるまちづくりに関する提言書」に基づき、地域づくり協議会の設立推進、さらには、町民主体の自治運営のための理念や原則、及び、それを実現していくための仕組みなどを検討するため、白石町町民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表
- (3) 地域づくり協議会の関係者
- (4) 地域づくり協議会設立準備委員会の関係者
- (5) まちづくり団体の関係者
- (6) 公募により選ばれた者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、そ

の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合戦略課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(白石町協働による地域づくり検討委員会設置要綱の廃止)

2 白石町協働による地域づくり検討委員会設置要綱（平成30年4月1日白石町訓令乙第8号）は、廃止する。